

令和5年度 給与改定について

1 令和5年大阪市人事委員会勧告

人事委員会は、民間給与との比較を行っている行政職給料表適用の職員（11,362人）の給与における、令和5年4月の公民較差（3,782円（0.95%））に基づく給与改定として、給料表の引上げによることが適当であるとしている。その他、諸手当の改定については、民間の支給状況や本市職員の勤務実態を考慮するとともに、国及び他都市の状況等も考慮して、検討する必要があるとしている。

また、給料表を改定する場合の意見として、賃金センサスに基づく民間給与の傾向を踏まえると、役職段階が下位である係員級（主務を除く。）においては、本市職員が民間の給与水準を下回る傾向が見られること、民間給与調査結果の初任給額を見ると、全学歴において本市職員が民間従業員を下回っていることや人事院勧告の内容を総合的に勘案すると、次のように改定を行うことが適当であるとしている。

- ・大学卒初任給（1級27号給）を7,500円、高校卒初任給（1級11号給）を8,500円引上げ。
- ・主に30歳台までの職員に対して適用される級及び号給については、給料月額の改定率を重点的に配分。
- ・昇格時の号給対応とのバランスを考慮しつつ、下位号給から上位号給に向けて改定率を逡減させ、30歳台までの職員に対して適用される級及び号給は40歳台以上の職員よりも高い改定率で改定。
- ・40歳台以上の職員に対して適用される級及び号給については、定率を基本としつつ前後の級とのバランスを考慮して現行の給料表の構造が維持される範囲内で改定。

2 令和5年度給与改定について

本年の給与改定については、人事委員会の意見を踏まえ、給料表の改定を行うこととし、諸手当のうち、給料月額に職務の内容に応じて一定の率を乗じることを基本として手当額を設定している管理職手当について、次の取扱いとする。

1) 管理職手当について

これまでの手法のとおり給料月額と管理職手当の平均改定率（1.00%）を現行手当額に乗じたところ、比較給与に対して85円の引上げとなる。これに地域手当の跳ね返し分を合計すると、99円の引上げとなり、残り3,683円が給料表とその跳ね返しによる地域手当の改定額となる。

この3,683円から地域手当のはね返し分を除いた残額の3,175円*を給料月額の改定額とし、この額を除いた残額の508円を地域手当へのはね返し分の改定額とする。

$$*3,683 \text{ 円} \div 1.16 = 3,175 \text{ 円（円未満四捨五入）}$$

(管理職手当改定額の算定表)

補職	R5.4 人員	改定前	改定額 (1.00%)		改定後
				円単位	
局長	29	143,000	1,000	1,430	144,000
理事等	5	139,000	1,000	1,390	140,000
理事	19	127,000	1,000	1,270	128,000
部長	72	113,000	1,000	1,130	114,000
担当部長	119	93,000	1,000	930	94,000
課長(特)	155	84,000	1,000	840	85,000
課長	551	77,000	1,000	770	78,000
一部事業所課長	11	66,000	1,000	660	67,000
その他	10,401				
計	11,362		85		

(原資表：管理職手当改定後の給料月額改定率 1.00%)

	平均	改定額	改定率(%)
給料月額	318,828	3,175	1.00
扶養手当	8,895		
管理職手当	7,273	85	1.17
地域手当	53,614	522	0.97
うち、管手分	1,164	14	1.12
住居手当	7,593		
単身赴任手当	106		
比較給与	396,309	3,782	0.95

2) 給料表について

給料月額が現給保障の適用を受ける職員は、その者の現給保障額をその者が受ける級号給の改定率で改定を行うこととする。